

介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時介護報酬の臨時改定における介護職員処遇改善加算をの拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）において「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験、技能ある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

これを受けて、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加」が創設されました。

当該加算を算定するためには、下記3つの要件を満たしている必要があります。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ-Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

「見える化」要件とは

介護職員等特別処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を想定しており、介護サービスの情報公開制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

職場環境について

| 職場環境要件項目 | |
|---------------------|--|
| 入職促進に向けた取組 | ・ 職場体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた取組 | ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修 ・ 受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとするものに対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | ・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度の充実、事業所内託児施設の整備職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備 |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の拾得支援、介護ロボットやリフト等の顔後機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 |
| 生産性向上のための業務改善の取組 | ・ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 |
| やりがい・働きがいの醸成 | ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念を定期的に学ぶ機会の提供 ・ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会に提供 |